

○ 通商産業省告示 第五百四十八号

改正 平成十四年三月二十五日経済産業省告示第百三十五号

改正 平成十八年十二月十八日経済産業省告示第三百四十七号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第五条第一項第一号の三及び第十九条第四項の規定に基づき、可塑性爆薬に含める物質等を定める告示を次のように定める。

平成九年九月二十六日

通商産業大臣 堀内 光雄

可塑性爆薬に含める物質等を定める告示

（可塑性爆薬に含める物質及び量）

第一条 火薬類取締法施行規則（以下「規則」という。）第五条第一項第一号の三の経済産業大臣が告示で定める物質は、次の各号のいずれかに該当する物質とし、規則第五条第一項第一号の三の経済産業大臣が告示で定める量は、当該各号に掲げる物質に応じ、それぞれ当該各号に定める量とする。

- 一 エチレングリコールジナイトレート 質量比〇・二パーセント
- 二 ニ・ミージメチルーニ・ミージニトロブタン 質量比一・〇パーセント
- 三 パラーモノニトロトルエン 質量比〇・五パーセント

（添加剤を含めることを要しない可塑性爆薬）

第二条 規則第十九条第四項の経済産業大臣が告示で定める場合は、規則第十九条第四項各号のいずれかに該当する可塑性爆薬を貯蔵する者が、当該可塑性爆薬が同項各号に該当しなくなったときに、その可塑性爆薬を廃棄するために必要な期間貯蔵する場合とする。